

議案第 8 6 号

令和 8 年度八潮市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度八潮市上水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 8 年度八潮市上水道事業会計予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道総合システム賃借料	令和 8 年度から 令和 1 4 年度まで	7 5， 3 1 1 千円

令和 8 年 9 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(令和8年度に係る分)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	事業収益	企業債	損益勘定 留保資金
水道総合システム 賃借料 (令和8年度)	千円 75,311	—	千円 —	令和8年度から 令和14年度まで	千円 75,311	千円 75,311	千円 —	千円 —

議案第 8 7 号

令和 8 年度八潮市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度八潮市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 予算第 9 条を第 1 0 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道総合システム賃借料	令和 8 年度から 令和 1 4 年度まで	1, 3 4 1 千円

令和 8 年 9 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(令和8年度に係る分)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	その他
水道総合システム 賃借料 (令和8年度)	千円 1,341	—	千円 —	令和8年度から 令和14年度まで	千円 1,341	千円 —	千円 —	千円 1,341